

組合加入のメリット

合併処理浄化槽の維持管理を
いただいた組合費によって組合が
代行します。

メリット①

維持管理の手続きを代行します



維持管理業者との契約や法定検査の申し込みなど、当組合が代行して行います。

メリット②

修繕費を組合が負担します



保守点検などにより見つかった故障箇所
(例：ブロワー消耗部品取替ほか)を修繕します。

修繕費は16,000円までは組合で負担しますが、16,000円を超えた場合、差額分が自己負担となります。(3月に精算として指定の口座より引き落としさせていただきます。)

メリット③

お支払いは便利な口座振替



組合費や修繕費の自己負担分のお支払いは
口座振替で行うので、簡単便利です。



組合費

年間の維持管理にかかる費用を組合費として年3回(6・9・12月)に分け、ご指定の口座から引き落させていただきます。

人槽数ごとの組合費は右表のとおりです。

人槽区分	設置時期区分	組合費(円/年)
5人槽		35,950円
6人槽		37,450円
7人槽	H12.3月以前に設置	39,450円
	H12.4月以降に設置	40,950円
8人槽		42,450円
10人槽	H12.3月以前に設置	45,950円
	H12.4月以降に設置	48,950円
14人槽		53,550円
18人槽		65,850円

※年中途にご加入の場合、月割りでの請求となります。

新規ご加入にあたって

合併浄化槽維持管理組合に新規加入される方は、

①組合加入申込書

②預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
をご記入のうえ加入金5千円をそえて下記事務局に提出してください。

(加入金の返金はいたしませんのでご了承ください)

お申し込み、お問い合わせは

岩美町合併処理浄化槽維持管理組合

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富675番地1
岩美町役場環境水道課内

TEL 0857-73-1567

岩美町
合併処理浄化槽
維持管理組合

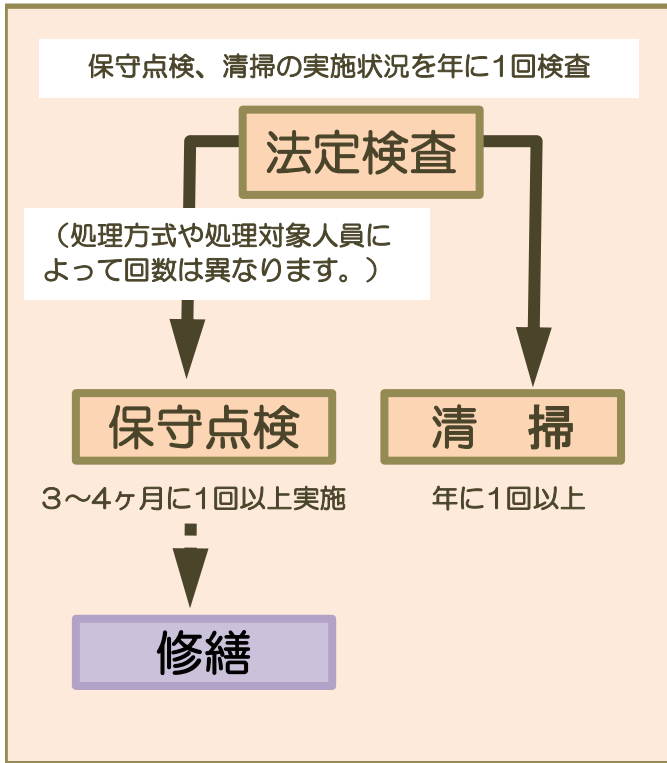
加入のご案内



大切です！！

合併浄化槽の維持管理

浄化槽管理者には浄化槽法により次のような義務が課されています。



●修繕

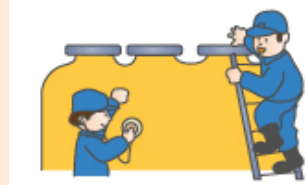
保守点検などで見つかった故障箇所(例:ブロワー消耗部品取替ほか)などの修繕



◎保守点検 (県知事登録の保守点検業者に依頼)

年3～4回実施し、浄化槽の運転状況の確認、装置や機能の調整・修理、消毒剤の補充などを定期的に行うものです。

点検には、専門的な知識と器具などを必要としますので、県に登録を受けた保守点検業者に委託することが一般的です。



◎清掃 (町長許可の清掃業者に依頼)

浄化槽内には、「汚泥」や「スカム」といった泥の固まりが生じます。これらが溜まりすぎると、正常な機能は働きません。

そこで、汚泥などを引き抜き、装置や機器類の洗浄を行う清掃が大切です。

清掃は年1回以上の実施が義務付けられていますので、清掃許可業者に清掃を委託しましょう。



◎法定検査 ((財)鳥取県保険事業団に依頼)

浄化槽が適正に設置・管理されているか、公的な機関による「法定検査」が義務付けられています。なお、法定検査には設置後最初の検査(7条検査)とその後年1回の定期検査(11条検査)があります。

また、この検査で不適正な浄化槽と判断されると指導の対象となります。



なるほど、浄化槽の維持管理は大事なのねえ。環境のためにもしっかりと管理しなくちゃ。



でも…

保守点検や清掃はどこに頼めばいいかしら？



最近浄化槽からの音が気になるわ…

これら全ての維持管理を組合が代行します。

詳しくは裏面をご覧ください。

